

令和 8 年度
岸和田市農業施策等に関する意見書

令和8年7月17日
岸和田市農業委員会

はじめに

貴職におかれましては、日頃より、当農業委員会活動に対し、多大なるご理解、ご支援を頂き、厚くお礼申し上げます。

さて近年、本市農業を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化や担い手不足の進行、農業資材価格の高騰、気候変動に伴う自然災害の激甚化などにより、厳しさを増しています。また、農地の相続や後継者不足に起因する耕作放棄地等の発生が懸念される一方、人口減少や少子高齢化の進展に伴い、市街地においても空き家や低未利用地が増加する「スポンジ化」が課題となっており、都市と農村の双方において持続可能な土地利用のあり方が問われています。

このような状況のなか、農地は農業生産の基盤であるだけでなく、食料供給、防災、環境保全、景観形成など多面的機能を有する重要な地域資源として、その価値が改めて認識されている。将来にわたり地域農業を維持・発展させるためには、担い手への農地の集積・集約化や新規参入の促進を図るとともに、遊休農地の発生防止、多様な担い手の確保、有害鳥獣対策など、地域の実情に応じた総合的な施策を推進する必要があります。

農業委員会は、農地利用の最適化を推進する法定機関として、日頃の現場活動を通じて把握した地域の課題や農業者の声を踏まえ、本市農業の持続的な発展と農地の有効利用に資するよう、改善すべき内容を取りまとめました。

1. 担い手への農地等の利用の集積・集約化
2. 新規参入の促進
3. 農地の適正管理（遊休農地等の発生防止・解消）
4. 多様な担い手の確保
5. 適地適作農業の推進
6. 地域森林計画等との連携
7. 農作物被害の抑止
8. 農業委員会組織の体制整備と活動強化に対する支援

令和9年度の施策展開並びに予算措置に特段のご配慮を賜りますよう、農業委員会等に関する法律第38条第1項の規定に基づき、この意見書を提出いたします。

令和8年7月17日

岸和田市長 佐野 英利 様

岸和田市農業委員会 会長 谷口 敏信

1. 担い手への農地等の利用の集積・集約化

(1) 優良農地の確保について

借り手（企業）が求めるまとまった農地は、同じく農地としての価値も高く、効率的かつ高い生産性で営農ができる優良農地です。

市では、土地改良事業を実施されてきましたが、開水路による水利慣行（水の見回り・ゲート操作・灌排水管理等）がある農地は依然として労働時間が必要となり、時間効率化の視点から敬遠される傾向が高まってきています。

このことから、農業の生産基盤を維持するために将来の農業振興について、自然流下式パイプラインが整備された優良農地の確保に力を入れていただきたい。

2. 新規参入の促進

(1) 支援体制の強化について

新規就農者の確保・育成・定着対策について「営農技術の習得」、「資金の確保」、「農地の確保」等、継続的にきめ細やかな支援体制を強化されたい。また、規模拡大のための設備・機械導入に対する助成制度を創設されたい。

3. 農地の適正管理（遊休農地等の発生防止・解消）

(1) 遊休農地の解消及び維持管理について

地域の農業者が、遊休農地の解消及び維持管理に取り組むことが容易にできるよう土地改良事業等の農地基盤整備、老朽化している耕作道や水路等の維持・改修に対する支援を強化されたい。

また、農業生産力の増進、農業経営の改善のため、スマート農業による作業の自動化・省力化の実現に向けて、農業機械の導入及び昨今の農業機械の高騰化における支援を拡充されたい。

(2) 中山間等の条件不利地での農地活用について

特に中山間の遊休農地については、高齢化と人口減少による農地の維持・管理が困難な集落が増加しており、農地の荒廃化対策は喫緊の課題となっているため、地域計画の話し合いの結果等に基づき、環境保全効果が期待される景観作物の取組みや蜜源対策等々の粗放的利用の支援を創設されたい。

(3) 農地の無断転用及びスクラップヤード化防止対策について

農地の無断転用やスクラップヤード化については、早期発見・未然防止対策の強化が必要です。農業委員会による巡回・指導には限界があることから、地域実情を把握する自治会や土地改良区等と連携強化を図り、資材搬入や造成等の異変情報を迅速に共有できる体制整備を求めます。また、行政関係部局横断等による対応体制を構築し、農地保全及び地域生活環境の維持に努められたい。

4. 多様な担い手の確保

(1) 援農支援について

担い手の高齢化及び後継者不足が進行し、繁忙期における労働力の確保が一層困難になっており、持続可能な農業経営を図るため、援農支援体制の整備を強化されたい。

(作物に応じた栽培技術講習会の開催、関係団体との連携による援農隊マッチング支援事業、労働災害等に対応した保険制度の充実など)

5. 適地適作農業の推進

(1) 里山・丘陵を活かした果樹・混合経営

本市の丘陵や里山ゾーンでは、従来からの果樹園や農産物直売所・愛彩ランドなどが立地している強みを活かしつつ、果樹と軟弱野菜と景観作物を組合せた「保全と観光を両立する里山農業」の推進に向けた支援を強化されたい。また、本市には地元町会に管理運営を委託している2カ所の農村広場が存在しているが、岸和田丘陵土地改良区内に位置する多目的広場については、岸和田丘陵土地改良区等の関係団体と協議を重ね、岸和田GreenVillage構想を鑑みた農業振興に資する副次的な機能を備えた広場として開設されたい。

(2) 平地・集団水田の高度利用

農業基盤整備が進んだ集団農地については、今後も農地として保全していくべきであることから、水稻を基幹に、排水条件の良い区画での露地野菜の輪作を行い、安心安全な近郊型野菜の産地づくりの高質化や農地中間管理機構を活用した集積集約化の促進による「省力化と近郊供給の両立」を図るための支援を強化されたい。

(3) 特定生産緑地・市街地近接農地の都市型利用

市街化区域の特定生産緑地や市街地近接農地については、小面積でも収益性の高い周年野菜や花卉の導入に加え、市民交流に資する子どもの食育や学校との連携を前提とした「教育・福祉連携型農地利用」を推進に向けた支援を充実されたい。

6. 地域森林計画等との連携

(1) 非農地判定の前提情報として地域森林計画等を活用

過去の国指導による「みかん園地の再編対策」により廃園した農地が林地となっている現状を踏まえ、農地への復元より森林としての機能発揮を期待することが合理的であると考えられる区域を抽出するため、農業委員会が荒廃農地調査を行う際に、大阪府地域森林計画図、岸和田市森林整備計画図及び林地台帳情報を提供されたい。

(2) 非農地判定後に地域森林計画等に反映

非農地判定を進める場合、健全な土地利用形成を図る観点から、農用地区域からの除外手続き等の農業振興地域整備計画の変更に併せ、リスト化した非農地候補区域を森林行政側が「森林としての公益的機能」や「施業の必要性」を確認する場を設けられたい。

7. 農作物被害の抑止

(1) 有害鳥獣対策体制の維持・強化について

現在、岸和田有害捕獲隊の高齢化と担い手不足が深刻化しており、これまで蓄積された技術が継承された捕獲体制の維持が大きな課題となっています。持続可能な農作物被害の抑止活動を継続できるよう、担い手確保・育成支援、安全対策及び活動環境整備を含め、有害鳥獣対策体制の維持・強化に向けた施策の充実に努められたい。

8. 農業委員会組織の体制整備と活動強化に対する支援

(1) 農業委員会事務局の体制整備と活動予算の確保について

農業委員会活動は多様化・複雑化し、それらをサポートする事務局の果たす役割は年々重く、業務量は多くなっています。しかし、事務局次長は、長年農林水産課長との兼務であり、農地法の許可等についても、公平・公正を保ちつつ、守秘義務が課せられているはずで、しかるに「長年兼務である」ことについては甚だ疑念を感じています。

農業委員会の独立性を保ち、組織体制を替える必要から、兼務による職員配置ではなく、専任の次長の配置を行い、委員会事務が円滑に処理できることが最良の策と考え、強く要望します。